## 道州制の九州モデル

広島県「道州制シンポジウム」2008.1.22

わが国における道州制の検討状況 E U諸国における地方分権化の動き 道州制の九州モデルの検討状況 今後の展望ー道州制実現へのプロセス

> 九州地域戦略会議・第2次道州制検討委員会委員長 北九州市立大学学長 矢 田 俊 文

## わが国における道州制の検討状況

	道州制をめぐる動き		
	法律	中央政府・全国組織	九州の動き
1970s			九州自治州構想(西日本新聞社)
1980s			九州共同体機構構想(同上)
1990s			九州府構想(平松大分県知事)
1999	.7 合併特例法 - 0 5 . 3		
2000	. 4 地方分権一括法		
	機関委任事務廃止		
	国と地方の関係一上下から対等		
2004	地方自治法改正	三位一体改革	
	都道府県合併-議会議決	補助金削減、交付税、税源移譲	
	道州制特区推進法		
2005	新合併特例法 -2010.3		.5 九州経済連合会ー道州制の九州モデルを
			.6 九州経済同友会一九州自治州構想
			.6 九州地方知事会 - 道州制へ移行した場合の課題
2006	.12 地方分権改革推進法	. 2 第28次地方制度調査会	.10九州地域戦略会議- 9 県知事 + 経済界 4 団体
	地方分権改革推進委員会	道州制の内容提案答申	第1次道州制検討委員会(石川敬一委員長)
			.10 委員会 「道州制に関する答申」
			なぜ必要か、目指す姿、いかにして実現するか
2007	内閣府 道州制ビジョン懇談会	. 1 全国知事会	.5 第2次道州制検討委員会(矢田俊文委員長)
	08.3 答申へ	道州制に関する基本的考え方	九州モデル策定、国・道州・市町村の役割分担
		第29次地方制度調査会	税財政制度、将来ビジョン 2008.3中間答申
		基礎自治体のあり方	
		. 7日本経済団体連合会	
		道州制に向けた第1次提言	

### 第28次地方制度調査会 07.02.28

## 「道州制のあり方に関する答申について」

- 1.地方公共団体として都道府県に代えて道州を置く 道州及び市町村の二層
- 2.都道府県の事務 市町村、国(地方支分局)の事務 道州に移譲
- 3. 道州議会、首長一直接公選
- 4.区域割り 3例、大都市圏域、東京特例
- 5.原則として全国同時移行、先行もあり
- 6.分権型社会に対応しうる地方税体系、財政調整制度

## 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」07.1

「国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。」

- 1.地方自治体は道州と市町村の二層制とする。
- 2.内政に関する事務は基本的に地方が一貫してになう。

都道府県が担ってきた事務は可能な限り市町村に移管

住民に身近なサービスは最も身近な基礎自治体が担う

広域的な事務、高度な技術、専門性が必要な事務は道州が担う

- 3.地方支分局廃止、中央省庁解体再編
- 4.国の法令は基本事項にとどめ、地方に広範な条例制定権を確立
- 5. 道州ー自己決定・自己責任、自主性・自立性の高い税財政制度
- 6. 道州制の区域ー地理的・歴史的・文化的条件、地方の意見反映

## 日本経済団体連合会

2007.3.28

「道州制に向けた第1次提言一究極の構造改革を目指して」

統治機構の根本的見直し

2015年度実現

玉

外交、国防、司法、通貨・金融政策、 マクロ経済政策、地球環境への対応、 エネルギー政策、科学技術政策、年金

補完性の原則

に基づく役割分担

廃県置州 市町村合併 道州

地方支分局の統合 権限・税財源移譲

インフラ整備・調整、観光振興、農業・農村政策、

文化・教育政策、地域産業政策、

**、**雇用政策、防災治安対策、

地域環境保全、福祉少子化、対策、

国際交流

#### 基礎自治体

消防、医療・介護・社会福祉・民生、清掃

地域コミュニティーNPO、NGO,自治組織

## EU諸国における地方分権化の動き

		E U 諸	国の分	権への	動き・	総括表			矢田作成	
		UNITED	KINGDUM			France	Italy	Germany	Sweden	Japan
		England		Scotland	Wales					
	大都市圏	非大都市	<u> </u>							
第一層	district	district	unitary	unitary	unitary	Commune	Comune	Gemeinde	Kommun	市町村
基礎自治体	36	274	46	29	22	36,784	8101	13,532	1,035 290	3,300 1,800
第二層		county				Department	Provincia	Regierungs		都道府県
広域自治体		34				100	103	30		47
第三層	(Regio	n-開発公社(	の単位)	Scottish P.	Welish A.	Region	Regione	Land	Landsing	
広域自治体		9				26	20	16	21 9	
階層数	1層制	2層制	1層制	2層制	2層制	3層制	3層制	2層制	2層制	2層制
分権の動き			unitary	unitary	unitary			県廃止の州	Kommunの統合	市町村合併
	Region	Region	Region	Scotland	Wales	Region	Regione	モデル	Landstingの統合	道州制
	district	district	unitary	Scotland	Wales	C,D,Rとも,	C,P,Rとも	G e m e i n d e	K,Lとも	
首長	公選	公選	公選	議会選出	議会選出	議会選出	公選	議会選出主	議会選出	公選
議会議員				公選	公選	公選	公選	公選	公選	公選

黄色は分権化の動き

## EU諸国の地方分権の特徴

France Commune----Department----Region Regionー近世以前の封建諸侯の領土を基本的に踏襲 行政組織 地方自治体(1982地方分権法、2003憲法改正) Italy Comune----Provincia-----Regione Regione---近世以前の封建諸侯の領土を基本的に踏襲 1945憲法改正 行政組織 2001 憲法改正 地方自治体 UK England District----(County 行政組織) Or Unitary( District とCountyの統合、自治組織) Scotland, Wales (1996)-----Unitary Germany Gemeinde----(Regierungsbezirk 行政 組織)-----Land (RB を廃止する傾向)

## EU構造基金と地域圏(州)

EU構造基金ーEU内の地域格差是正のために基金創設

後進地域の開発促進

構造的困難に直面する地域の経済支援

教育・訓練及び雇用の改善支援などを目的としている 支援金は、国単位でなく地方自治体単位で交付

各国 地域圏・州などを創設し、国の権限を委譲することによって地方自治体とし、基金の受け皿とする必要

NUTS (Nomenclature of Territorial Units for

Statistics) EU**の統一的地域単位** 

2000-06 1,950 億ユーロ = 約3 1兆円

## FRANCEの地方自治

Bretagne, Bourgogne Languedoc=Roussillon Lorraine, Ile-de France

Nationalle

1982

Nationalle

外交・防衛・国土開発 社会的調和

Prefet de region

Prefet de

departement

地方分権化法

2003 憲法上の地方団体

Region 26 = NUTS

社会資本整備、経済政策 高等教育、研究、IT 観光推進

警察,監察

交渉、協定

監督、提言

フランス革命以降設置

社会福祉、中等教育 企業誘致・支援

Departement 100(海外4)<sup>企業誘致・支援</sup>

広域共同体 2,167

大都市共同体

小学校、幼稚園 / 歴史的建造物所有 住環境政策

中世の教区起源 1959, 71-78 に合併、のち頓挫

Commune 36,784(214)

Paris, Lyon Marseile

**X** = arrondissement

Lombardia, Toscana, Campania, Sicilia,

Emilia-Romagna

## ITALYの地方自治

Regione の分権化、Provinncia, Comune の温存

1990 新地方自治法 2001 憲法改正

立法権一限定列記

外交・国際・EU・移民、国防・軍隊、通貨・外貨

治安・司法、社会保障、環境・文化財、教育一般

自治体としての位置づけ

立法権、組織自治権、予算権

農林漁業、商工業、観光、都市計画、公共事業

固有の憲章、権限、職務を有する自治団体

交通、水、エネルギー、環境、中等教育

補完性の原則

固有の憲章、権限、職務を有する自治団体

住民サービス、地域コミュニティ、地域整備

社会福祉、保健衛生、登記、文化、警察

分権化

Regione = NUTS

Sťato

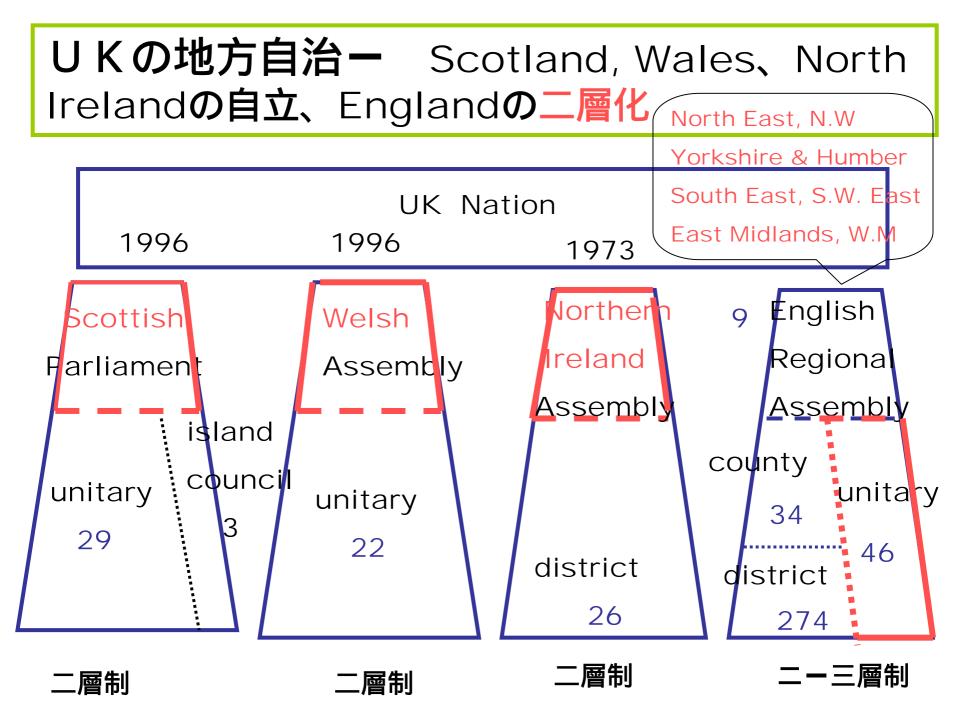
普通州15 特別州5

Provincia 103

Cita metropolitane 9

Comune 8101

工藤裕子・森下昌浩・小黒一正「イタリアにおける国と地方の役割分担」2006



## GERMANYの連邦制一協調的連邦制

#### 連邦制の理念ー補完性の原理

subsideriarity prinsiple

**BUNDES** 

REPUBLIK

**DEUTCHLAND** 

」立法権 同意法律-連邦参議院の同意必要、異議法律-同意不必要

専属的立法権:外交、防衛、通貨、関税

競合的立法権:連邦が法律を作らない限り州に認める分野

連邦参議院-Bundesrat, 各州の閣僚によって構成

州の立法権:州の組織、教育・文化、警察、地方制度

LAND

広域州 16

都市州

Bayern, Baden-Wurttemberg

Rheinland -Pfalz, Saarland

Brandenburg, Thuringen

Regierungsbezirk)

県一知事州政府任命

**GEMEINDE** 

郡・市ー議会直接選挙

Berlin Bremen

Hamburg

県廃止の州ーNiedersachsen,

Rheinland Pfalz, Sachsen-Anhalt

(Stadtbezirk)

# 道州制の九州モデルの検討状況

## 九州における道州制検討体制

2005.10

九州地域戦略会議 議長 九経連会長、副議長 知事会長

九州知事会議

福岡・佐賀・長崎・大分

熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

山口の9知事

九州経済連合会

(会長1名・副会長12名)

九州商工会議所連合会会長1名

九州経済同友会代表委員2名

九州経営者協会会長1名

2005.10-2007.3



第1次道州制検討委員会 委員長石川敬一九電工会長 7県、経済界9

2007.5-2009.3



第2次道州制検討委員会 委員長矢田俊文北九州市立大学学長 ほか 7県(部長)、多久市長、九州経済連合会3、福岡経済同友会1、 熊本経済同友会1、九州商工会議所連合会1、九州経営者協会1

# 九州地域戦略会議・第1次道州制検討委員会答申 「道州制に関する答申」 2006.10

国と地方の統治機構の抜本的改革につながる道州制の導入は、地方 分権を加速し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するとともに、 国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築を可能とする。

#### 道州制を目指す6つの理由

- 1.九州の活性化、豊かな暮らしの実現、2.東アジアの拠点としての繁栄
- 3.中央集権システムの改革、4.市町村制度、都道府県制度の改革
- 5.国と県の二重行政の解消、6.国と地方の危機的財政状況の改善

九州を再編 一つの道州とする。国・出先機関の権限と財源を道州に移譲。

道州と市町村の2層制、公選の議会と首長。

住民サービスの大部分は基礎自治体である市町村。

九州が一体となって取組むべき事業は道州。

### 第2次道州制検討委員会の課題 2007.5

### 検討内容

- 1. 道州制「九州モデル」策定に関する検討
  - 国、道州、市町村の役割分担の検討
  - 道州制を実現するための税財政制度の検討
  - 九州が目指す姿、将来ビジョンの検討
- 2.住民及び国の関心を高めるためのPR戦略の検討
- 3.その他の必要事項

### 活動内容

- 1.九州モデルの発信
- 2.国の検討内容との整合性
- 1.国・道州・市町村の役割分担WG
- 2 . 税財政制度WG

3.海外事例研究会

## 中間答申骨子案 2008.3予定

国家像一単一国家における地方分権社会としての道州制

国と地方の役割分担の基本的考え方

新しい国家像、国家観の追求 - 分権型社会、多極分散型国土

国の役割ー法律で限定(地方に関する法令は基本的事項や標準)

州の役割ー州条例で限定、それ以外は市町村の役割

国ー司法、外交・通商、防衛・安全保障、通貨、税関、出入国管理、

検疫、航空保安、経済政策、エネルギー政策

州一警察、治山・治水、海岸、空港、高速道路、州道、港湾、産業政策

労働基準、医療、公的年金、教育、環境

市町村一消防・防災、都市計画、市町村道、生活保護、公的保険、住宅

上下水道、地域保健、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉

執行権だけでなく、決定権の移譲を原則とする、企画立案から執行まで

## 道州制を支える4つの原理

### 道州制

1.分権性の原理 - 統治機構の国と道州の分割



地域主権の確立

2.補完性 = 近接性の原理ー県の事務の市町村移管、住民サービス

### 都道府県合併

- 3 . 一体性の原理
  - ー県境の撤廃、広域政策



広域行政の実施

- 4.効率性の原理
  - ー多数の行財政主体の統合

## 役割分担例-1 分権性の原理-道路整備

道路行政に関する企画立案、道路構造等の技術的基準の設定

国(国土交通省、地方整備局、国道事務所) 道州へ

高速自動車道ー路線の指定、新設・改築、維持・修繕・管理

新設負担(新直轄 国3/4 県 1/4, 自専道 国7/10 県3/10)

維持等負担(新直轄 国3/4 県 1/4,自専道 国7/10 県3/10)

路線の指定、新設・改築、維持・修繕負担全額 道州へ

一般国道一路線の指定 - 国

指定区間の新設・改装(国2/3 県 1/3)、維持等(国5.5、県4.5)

指定区間外新設・改装(国1/2 県 1/2)、維持等(県10)

新設・改装(国1/2 市 1/2)、維持等(市10)

州道(旧一般国道、旧県道の1部) 指定、負担 道州へ

県道 路線の認定、新設・改築、維持・修繕その他の管理 県(国との協議) 市町村道

市町村道 路線の認定、新設・改築、修繕その他の管理 同じ

## 役割分担例ー2 補完性の原理ー子育で

### 保育所の設置・保育

### すべて市町村へ

- ・保育所制度の企画・立案、認可方針の策定、保育方針の策定 児童福祉施設最低基準の制定(保育所)-国が一律基準
- ・設置認可、施設の変更承認・届出、休廃止の承認、 指導監査ー県(政令市、中核市以外)
- ・設置一市町村立

#### 保育所の運営

### すべて市町村へ

- ・保育所運営費の基準の設定、運営費国庫負担金の交付ー国
- ・運営費国庫(県費)負担金の交付決定通知義務ー県
- ・入所申し込み書の受理・審査・入所決定一市町村
- ・階層認定、保育料の決定、徴収ー市町村
- ・運営費国庫負担金の受け入れ、民間保育所運営費の支弁ー市町村

## 役割分担例一3 一体性の原理一九州の一体的発展戦略

2 1世紀の新たな九州像

### 九州広域地方計画

- 1.東アジアの成長と連動し自立的に発展する九州圏の形成
- 2. 都市と自然をともに享受し多様な活躍の場を創出する九州圏の形成
- 3.安全・安心で美しく誇りが持てる九州圏の形成

新たな九州像の実現に向けた戦略と対応

三層の自立圏の構築

九州圏一東アジアのフロントランナー、多極型圏土構造、安全安心

都市自然交流圏ー基幹・拠点都市圏・多自然居住地域

基礎生活圏ー生活中心都市(拠点)・周辺地域

離島・半島・山間地域の定住環境確保

先導的な地域づくり

(産業集積、 九州アイランド、 ネットワーク)

## 役割分担例ー4 効率性の原理

- 一体となった東アジア戦略の策定
- ・国の支分局、各県がそれぞれ東アジア戦略を策定 一本化 九州経済産業局一「アジアー番圏」の実現に向けて 国際化推進プラン等ー佐賀県、長崎県、宮崎県、福岡県
- ・多様な国際会議 東アジア交流会議に一本化 日韓海峡沿岸市道知事交流会議(福岡県、佐賀県、長崎県) 環黄海都市会議、東アジア経済交流推進機構(北九州市)、 アジア太平洋都市サミット、アジア太平洋観光推進機構(福岡市) 九州・中国産業技術協議会(九州経済産業局・九州経済連合会) 九州・韓国経済交流会議(九州経済産業局・九州経済連合会)
- ・上海事務所 九州・上海事務所に一本化共同(福岡県、福岡市、北九州市)、単独(長崎県、大分県)

## 税財政制度-佐賀県の試算、07.11道州制検討委員会

### Hyper Typeの基本スキーム

- 1. 地方税法一税目、納税義務者、課税標準を定める標準税率、制限税率、減免は地方自治体で定める
- 2. 市町村税一住民税(市町村)、固定資産税、都市計画税、事業所税 州税一住民税(州)、事業税、消費税、酒税、相続税、揮発油税、 航空機燃料税、軽油取引税、自動車税、不動産取得税 国税一法人税、関税、収入印紙税
- 3. 新・地方共有税ー所得税・法人税(一部)をあてる、地方自治体間の 財政調整にあてる。税率は地方税法で定める 州間の財政調整は水平調整とする、全州会議で決定 各州の人口1人当たり税収額の差をなくすことを原則とする (面積・人口規模補正も加味)

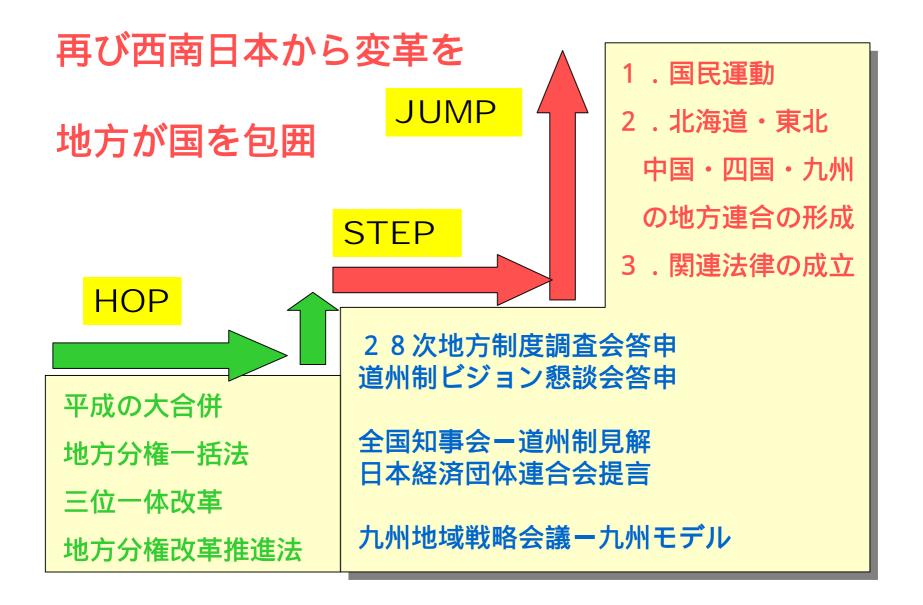
### 税財政制度-佐賀県の試算、07.11道州制検討委員会 人口当たり均等化

1.現在の一般財源+国庫支出金(2005年度) 一般財源一都道府県民税、市町村税、譲与税、交付税 A 州 3 2 7 兆円、市町村 3 6 4 兆円、計 6 9 . 1 兆円 2 . B 州税 2 7 . 2 兆円、市町村税 3 0 . 0 兆円、計 5 7 . 2 兆円 地方共有税 20.0兆円 3 . E 調整後 77.3兆円 28.1 人口一人当たり税額を均等化 差額 + 地方共有税 南関東、中部、関西の3大都市圏で大幅過剰(8.2 16.9兆円 北関東信越、九州で小幅過剰 (0.8)5.9兆円) 北海道、東北、中国・四国、沖縄で不足 (一0.8 5.2兆円) 南関東 4.6 7.0(2.4) 2.4(2.7) 中国・四国 - 0.3

九州 0.1

3.1(3.0)

## 今後の展望ー道州制実現へのプロセス



## 参考文献

- 1.九州経済同友会『欧州視察報告』 2007.9.7
- 2.第2次道州制検討委員会・地方分権に関する事例研究会
- ヨーロッパの単一国家における地方分権改革の状況について2007.11.28
- 3.財務総合政策研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』 第6章 イギリスにおける国と地方の役割分担 砂原庸介 第7章 フランスにおける国と地方の役割分担 石田三成 第8章 イタリアにおける国と地方の役割分担 工藤裕子・ 森下昌浩・小黒一正
- 4. 自治体国際化協会『フランスの地方自治』2004.1.31
- 5. 自治体国際化協会『イタリアの地方自治』2004.3.31

嶋田暁文 アメリカの地方自治について 2007.

- 6. 自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』2004.4.30
- 7.九州地域戦略会議・道州制検討委員会・海外事情研究会 宮町良弘 イギリスにおける地方自治と地域政策について2007.9.25 山本健児 ドイツの連邦制 2007.10.22 工藤裕子 「連邦主義」と日本の道州制をめぐって 2007.10.31